

第11回 企業年金研究会	資料10
平成19年11月15日	

NTT企業年金規約不承認処分 取消訴訟判決の概要

平成19年11月
厚生労働省

NTT企業年金規約不承認処分取消訴訟判決の概要

(10月19日(金) 東京地裁)

1. 訴訟の概要

平成17年9月、NTTが厚生労働大臣に対し、その実施する確定給付企業年金について、受給者の年金給付を減額する規約の承認申請をしたが、平成18年2月10日付で、厚生労働大臣が不承認処分をしたところ、同年5月1日、NTTが当該不承認処分の取消を求め訴訟を提起したものの。

2. 訴訟の争点と裁判所の判断

判決(主文): 原告ら(NTT)の請求をいずれも棄却する。

(争点と裁判所の判断)

① 受給者減額の要件(施行規則第5条第2号及び第3項。下記③及び④の要件)が法令の委任の趣旨に反し無効か。

当該規定は、法の目的、施行令に定める減額理由をより具体的にしたものであり、法の趣旨、立法経緯を踏まえたものであり、法令の委任の趣旨に反するものではない。

② 規約変更の申請が給付減額にあたるかどうか。

給付利率を、変更前の「7.0%又は4.5%」から、「10年国債の表面利率の3年平均に0.5%を加えた率」に変更することは、直近の10年国債の表面利率(平成13~17年 1.98%)等を鑑みれば給付の減額にあたる。

③ 受給者減額の要件である、「実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと」(施行規則第5条第2号)にあたるかどうか。

受給者減額が許容されるのは、単に経営が悪化しさえすれば足りるのではなく、母体企業の経営状況の悪化等により、企業年金を廃止する自体が迫っている状況下で、これを避けるための次善の策として、給付減額を行うと解するのが相当。

NTTの経営状況は、平成14年度以降、約1,000億円前後の当期利益を継続的に計上しており、上記のような状況にあたらぬ。

④ 受給者減額の要件である、「給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと」（施行規則第5条第3号）にあたるかどうか。

NTTの平成17年度業績予想から十分に拠出可能であり、平成14～16年度の利益も上昇した掛金を相当程度上回っており、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれる状況であったと認められない。

訴訟の経緯

時 期	概 要
H17.09.13	NTTが、受給者減額に係る規約変更申請。(※)
H18.02.10	厚生労働大臣が、NTTの規約変更申請について、不承認処分。
<u>H18.05.01</u>	<u>NTTが、不承認処分を不服として、東京地裁に取消訴訟を提起。</u>
H18.07.27	第1回口頭弁論
H18.10.26	第2回口頭弁論
H19.01.25	第3回口頭弁論
H19.04.20	第4回口頭弁論
H19.07.06	第5回口頭弁論【弁論終結】
<u>H19.10.19</u>	<u>判決言渡（原告ら（NTT）の請求を棄却）</u>

判 決 要 旨

判決日時 平成19年10月19日(金)午後1時25分(606号法廷)

事件番号 平成18年(行ウ)第212号

事件名 年金規約変更不承認処分取消請求事件

裁判所 東京地方裁判所 民事第3部

裁判官 定塚誠, 古田孝夫, 工藤哲郎

原 告 日本電信電話株式会社ほか66社(合計67社。当初原告らは68社であったが, 訴訟係属中に合併があり, 判決時には67社となった。)

被 告 国(処分行政庁: 厚生労働大臣)

被告訴訟参加人 NTTグループ規約型企業年金の受給権者ら合計600名

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は, 原告らの負担とする。

事実及び理由の要旨

(事案の概要)

本件は, 日本電信電話株式会社などNTTグループ企業合計68社(訴訟係属中に原告らのうち1社が他の原告と合併したため, 判決時の原告数は67社)が, 確定給付企業年金法に基づいて実施している規約型企業年金である「NTTグループ規約型確定給付企業年金」について, 受給権の内容等に変更を生じさせる年金規約の変更(給付利率等を国債の利率に連動して変動させる, いわゆるキャッ

シュバランス制度の導入) をするため、平成17年9月13日、その規約の変更について厚生労働大臣の承認を求める申請をしたところ、厚生労働大臣が、平成18年2月10日、上記の規約の変更は、受給権者に対する給付の額を減額する場合に該当し、給付額を減額する場合に必要とされる同法施行規則5条2号、3号に定める要件を満たしていないとして、確定給付企業年金法に基づき、原告らに対し当該規約の変更を承認しない処分をしたことから、原告らNTTグループ企業が、平成18年5月1日、その処分の取消しを求めて提訴した事案である。

(法令の定め)

(確定給付企業年金法を「法」、これに基づく政令である確定給付企業年金法施行令を「施行令」、これに基づく確定給付企業年金法施行規則を「規則」という。)

- 1 厚生労働大臣の承認を受けた確定給付企業年金の規約の変更をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない(法6条1項)。
- 2 この変更の承認の申請があった場合、厚生労働大臣は、当該申請に係る規約が法5条1項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、規約の変更を承認する(法6条4項、法5条1項柱書)。この変更承認要件につき、法5条1項5号は、「その他政令で定める要件」と定めているところ、施行令4条2号は、「加入者等の確定給付企業年金の給付の額を減額することを内容とする規約の変更をしようとするときは、当該規約の変更の承認の申請が、当該規約の変更をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となることその他の厚生労働省令で定める理由がある場合において、厚生労働省令で定める手続を経て行われるものであること」と定めている。
- 3 規則5条ただし書は、受給権者の給付の額を減額する場合における施行令4条2号の「厚生労働省令で定める理由」として、次のものを定めている。

(1) 「実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。」(規則5条2号)

(2) 「給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。」(規則5条3号)

4 規則6条は、施行令4条2号の「厚生労働省令で定める手続」として、「受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては」、「給付の額の減額について、受給権者等の3分の2以上の同意を得ること」等を定めている。

(本件の争点及びこれに関する当事者の主張の要旨)

1 給付額の減額を内容とする規約変更について、規則5条2号及び3号は、法5条1項5号、施行令4条2号による委任の趣旨に反し無効か。

(1) この点について、原告らは、給付の減額については、企業の自主性が重視されるべきであり、それが許されるための要件として、受給権者の3分の2以上の同意要件等の手続要件を定める規則6条だけで十分であり、経営状況の悪化によりやむを得ないこと等の要件を求める規則5条2号及び3号は、法や施行令の趣旨を逸脱する過剰規制で無効であると主張する。

(2) これに対し、被告は、確定給付企業年金法の趣旨は受給権者の保護にあり、減額に同意しない受給権者の受給権等をも不当な減額から保護する趣旨であるから、過剰規制ではないと主張する。

2 原告らの申請に係る規約変更は、施行令4条2号、規則5条ただし書、規則6条1項2号の「給付の額を減額する」場合に該当するか。

(1) この点について、原告らは、規約変更によって導入しようとした、国債の利率に連動して給付利率等を定めるキャッシュバランス制度は、受給権者に不利益となる制度ではないとして「給付の減額」には当たらないと主張する。

(2) これに対し、被告は、現在7パーセント又は4.5パーセントの給付利率が適用されている受給権者は、規約変更によって、国債の利率に連動するキャッシュバランス制度を適用すれば、給付が減額されることは明らかと主張する。

3 原告らの申請に係る規約変更は、規則5条2号の要件、すなわち「実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。」という要件を満たすか。

(1) この点について、原告らは、原告らは構造的な減益減収の傾向が続いており、「実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ない」という規則5条2号の要件に該当すると主張する。

(2) これに対し、被告は、2号の要件は、当該企業年金の廃止という事態を避けるための次善の策としてやむを得ず給付の額の減額が認められる場合を想定したものであるところ、原告らは巨額の黒字を計上しており、規則5条2号の要件に当たらないと主張する。

4 原告らの申請に係る規約変更は、規則5条3号の要件、すなわち「給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。」という要件を満たすか。

(1) この点について、原告らは、年金資産の運用利回りの見込み利率を引き下げたことなどにより、「給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと」(規則5条3号)の要件に該当すると主張する。

(2) これに対し、被告は、3号の要件も、当該企業年金の廃止という事態を避けるための次善の策としてやむを得ず給付の額の減額が認められる場合を想定したものであるとして、本件において、規則5条3号の要件に当たる事情は認められないと主張する。

(当裁判所の判断)

1 争点(1) (給付額の減額を内容とする規約変更について、規則5条2号及び3号は、法5条1項5号、施行令4条2号による委任の趣旨に反し無効か。) について

(1) 法は、「事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め」ることを目的としており(法1条)、給付の額の減額を内容とする規約の変更、とりわけ、退職者等の受給権者に対し具体的に発生した受給権について給付の額の減額を実施することについては、企業の自主性、労使の合意(多数決による意思決定等)のみに委ねるのではなく、受給権を保護するために必要な定めを置くことが、法の趣旨に沿うものであり、施行令4条2号は、このような法の趣旨を踏まえ、「事業の継続が困難となることその他の厚生労働省令で定める理由がある場合」という要件を置いたものと解される。

(2) そして、施行令4条2号が具体的に例示した「当該規約の変更をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となること」という内容をより具体的にしたものが規則5条2号及び3号であるところ、確定給付企業年金法案についての国会審議において、厚生労働大臣及び政府参考人が、給付の額を減額する場合の要件について、厚生年金基金の取扱いを基本的に踏襲して政省令で規定する旨答弁し、その厚生年金基金については、基金設立認可基準通知において、厚生年金基金における「基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合」や「給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合」の条件を定めていた。そうすると、立法に際し、政省令にお

いて、前記の基金設立認可基準通知が定めている要件と同様の要件を定めた規定を置くことが想定されていたと認められ、このような法の趣旨や立法経緯を踏まえて制定された、規則5条2号及び3号は、法5条1項5号、施行令4条2号の委任の趣旨に反するものではない。

2 争点(2) (本件申請に係る規約変更は、施行令4条2号、規則5条ただし書、規則6条1項2号の「給付の額を減額する」場合に該当するか。)について

(1) 受給権者の受給権の保護を図るというのが法の趣旨であるから、例えば給付利率が引き下げられることによって、その結果、受給権者が受け取る給付額が現実に減額になるのであれば、それがたとえ少数の受給権者に関するものであったとしても、「給付の額を減額する」という要件に該当するといふべきである。

(2) 本件申請に係る規約変更は、給付利率を、現在の7.0パーセント又は4.5パーセントから10年国債の表面利率の3年平均に0.5パーセントを加えた率に変更し、ただし、その上限を7.0パーセントにするというものである。そうすると、現行の7.0パーセントの給付利率が適用されている受給権者にとって、本件申請どおりに本件規約が変更されると、給付額が増額される可能性はなく、直近5年間(平成13年から17年まで)の10年国債の表面利率の3年平均に0.5パーセントを加えた率の平均値は約1.98パーセントにとどまること等に鑑みれば、7.0パーセントの給付利率が適用されている受給権者は、本件申請に係る規約変更によって、給付利率が大幅に引き下げられることになる。

(3) したがって、本件申請に係る規約変更は、「給付の額を減額する」との要件に該当する。

3 争点(3) (本件申請に係る規約変更は、規則5条2号の要件、すなわち「実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。」という要件を満たすか。) について

(1) 受給権者については、現役の従業員と異なり、既に受給権が具体的に発生し年金が生活の基盤の一部となっていること、現役の従業員であれば雇用の確保や給与等の水準の改善等で給付の額の減額分の利益の回復が可能であるのに対し、受給権者の場合はそれが期待できないのであり、前記のような法の趣旨や立法の経緯に鑑みれば、減額対象者に受給権者が含まれる場合、給付の額の減額は、年金を廃止するという事態を避けるための次善の策という位置付けがされているものと解すべきであり、受給権者に対する給付の額の減額が許容されるためには、単に経営が悪化しさえすれば足りるというのではなく、母体企業の経営状況の悪化などにより企業年金を廃止するという事態が迫っている状況の下で、これを避けるための次善の策として、「給付の額を減額することがやむを得ない」と認められる場合をいうと解するのが相当である。

(2) そうすると、本件処分がされる直前の平成14年度から平成16年度において、原告NTT東日本及び原告NTT西日本は、平成14年度以降約1000億円前後の当期利益を継続的に計上していたことなどの事情が認められる本件においては、給付の額の減額がやむを得ないほどの経営状況の悪化があったとは認められず、規則5条2号の要件を満たさない。

4 争点(4) (本件申請に係る規約変更は、規則5条3号の要件、すなわち「給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。」という要件を満たすか。) について

規則5条3号は、掛金の額が上昇した場合に、「事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれる」ことを要件としているところ、規約変更によって、予定利率を引き下げることにより生じる掛金上昇額は、平成17年度の業績予想に基づく数値と比べても十分に利益の中から拠出可能であり、また平成14年度、15年度、16年度の利益もこの掛金上昇額を相当程度上回っており、このような原告NTT東日本及び西日本における収益の傾向が、上記の掛金上昇が続く平成21年度までの間に大幅に減益となり、掛金額を拠出することが困難となることを合理的に予測させる証拠はないから、本件処分時において、上記のとおり掛金額が上昇したとしても、「事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれる」ものであったと認めることはできない。

したがって、規則5条3号の要件を満たすとは認められない。